

## 三浦市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三浦市における空き家の有効活用を通じて、定住促進等による地域活性化を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に所在する建築物（これに附属する工作物を含む。）であって居住その他の用に供されていないことが常態であるもの（近くその状態になる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利の行使により、当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を、空き家の利用を希望する者に対して提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の方法による空き家の取引を妨げるものではない。

(登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報（以下「空き家情報」という。）を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する登録申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、当該空き家情報を空き家バンク物件登録台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、登録を行わないものとする。

(1) 所有者等が三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号）第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項若しくは第2項に違反した者又はこれらの者と密接な関係を有していると認められる者（以下「暴力団等」という。）であるとき。

(2) 登録をしようとする空き家について民事執行手続の開始決定があったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めるとき。

3 市長は、前項の登録をしたときは、空き家バンク物件登録完了通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の期間は、2年間とする。ただし、当該期間の満了前までに、前項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）から改めて第1項の規定の例により登録申込みがあったときは、市長は、当該期間を2年間延長することができるものとし、以後同様とする。

（登録事項の変更の届出）

第5条 登録者は、登録事項に変更があるときは、空き家バンク登録変更届（第3号様式）その他必要書類を、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すとともに、空き家バンク登録取消通知書（第4号様式）により、登録者に通知するものとする。

(1) 登録者から空き家バンク登録取消申請書（第5号様式）が提出されたとき。

(2) 空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 登録した内容等に不正又は虚偽があると認められたとき。

(4) その他登録を継続することにつき市長が適当でないと認めたとき。

（空き家情報の公開）

第7条 市長は、台帳に登録された空き家情報を市のウェブサイトへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（空き家の情報提供）

第8条 市長は、空き家バンクにより空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）から空き家情報の提供の依頼を受けたときは、当該空き家情報を利用希望者に提供するとともに、利用希望者の情報を当該空き家情報に係る登録者へ提供するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用希望者及び登録者への情報提供は行わないものとする。

(1) 利用希望者が暴力団等であると認められるとき。

(2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(不動産関係団体との連携)

第9条 市長は、空き家バンクの円滑な運営を目的として、不動産の売買又は賃貸借の取引の媒介又は代理を業とする者により組織される団体(以下「不動産関係団体」という。)と連携を図るものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 市長は、登録者と利用希望者における交渉及び売買、賃貸借等の契約に直接関与しないものとする。

2 登録者は、利用希望者との契約が成立したときは、速やかに空き家バンク登録取消申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 登録者、利用希望者及び不動産関係団体は、空き家バンクの利用により取得した個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び三浦市個人情報保護条例(平成9年三浦市条例第12号)の趣旨に則り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。

(2) 個人情報を流出させ、毀損し、又は滅失しないよう適正に管理すること。

(3) 個人情報の流出、毀損又は滅失の事案が発生したときは、速やかに市長に報告し、及びその指示に従うこと。

(免責)

第12条 空き家バンクに関して生じた全ての紛争(空き家バンクを利用した交渉又は契約等に係るものを含む。)は、登録者と利用希望者が解決するものとする。

2 空き家情報の登録、登録の取消しその他の空き家バンクの利用により損害(第三者への損害を含む。)が発生した場合であっても、その賠償について、市は一切の責めを負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成29年7月10日三浦市告示甲第24号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年12月28日三浦市告示甲第23号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年7月30日三浦市告示甲第19号)

この告示は、公表の日から施行する。